

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表教育職給料表(二)の項第五号及び教育職給料表(三)の項第二号中「参事」の下に「センター所長、センター次長」を加え、同表研究職給料表の項中「美術館」の下に「なら歴史芸術文化村」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。